

◆蓮田市立平野中学校 部活動に係る活動方針

1 学校教育における部活動の位置付け

<中学校学習指導要領（平成29年3月告示）より抜粋>

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

<中学校学習指導要領解説総則編（平成29年3月告示）より抜粋>

教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について

- ①互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること
- ②自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、(略) 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること
- ③～設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、(略) 社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと

～各学校が部活動を実施するに当たっては、(略) 生徒の生活全体を見わたして休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

中学校における部活動は、心身の健全な成長や生徒の社会性を高めることを目的とするものであり、学校教育の一環として位置付けられるものである。また、教育課程との関連が図られるよう留意し、生徒が自主的・自発的に活動できるよう配慮することが大切である。

生徒の心身の成長を促し、有意義な部活動を運営するには、正しい知識を身に付け、生徒の自主性を尊重し、対話を重視した指導を実践することが求められる。

2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。した

がって、体力や技能の向上を目指すことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒の一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができるようにする。

3 部活動の在り方

蓮田市中学校部活動の在り方に関する方針（平成30年7月策定）に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行う。あわせて、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底し、教員の負担が過度とならぬようにしつつ安全で安心な指導と活動環境を整える。

4 指導と体制

部活動の運営は、生徒の意見を十分に反映させることが重要である。したがって練習計画や練習内容を含め、生徒自らが安全で充実感や達成感を味わうことができる部活動のルールづくりをし、主体的に活動する態度を育てる視点にたった指導体制を推進するものとする。

(1) 活動計画・実施報告書の作成

顧問は、毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に知らせることにより、活動内容を把握し、生徒が安心、安全に活動し、過度な負担となっていないかを確認する。また、校長への実績報告をもって、校長は状況の把握、指導、助言を行う。なお、活動計画はHP上に掲載するものとする。

(2) 活動時間及び日数

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 平日（月～金曜日）について

- ・平日の活動時間は、2時間程度とする。（但し、休憩時間等を除く）
- ・土曜日及び日曜日の2日間が休養日となる場合を除き、平日においては、少なくとも1日の休養日を設ける。

イ 学校の休業日（土曜日及び日曜日、祝祭日、長期休業日等）について

- ・活動時間は3時間程度とする。（但し、休憩時間等を除く）
- ・土曜日及び日曜日は、少なくとも1日を休養日とする。
- ・土曜日及び日曜日の両日に大会やコンクール、練習試合等への参加等で活動した場合は、休養日を1日他の日に振り替える。
- ・休業日に大会やコンクール、練習試合等に参加する場合は、事前に校長が許可した場合とする。
- ・大会やコンクール、練習試合等への参加等で活動した場合は、弁当持参で一日の活動となる場合もある。

ウ 長期休業中について

- ・休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、ある程度の長期の休養期間を設けるように努める。
- ※夏休みなどは、5～7日間まとまった休みをとる。

エ その他

- ・1日の活動時間は、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うように努める。
月単位で平日及び休業日の練習時間を平均し、上記の基準となるよう練習時間を設定する。なお、大会、コンクール等については、活動時間の平均に含めないこととする。
- ・雨天や学校行事等で練習ができない日は休養日とする。
- ・学期単位で平均し、週当たり2日以上休養日が設けられるようにする。
- ・朝練習については、生徒の健康面に配慮し、保護者の同意を得て、校長が許可した場合とする。

(3) 環境整備

活動場所の整備に努め、部活動において使用する用具等、安全な取り扱い、管理を行う。除草、定期的な清掃、備品整理等。

(4) その他

- ア 大会、コンクール、練習試合等、学校を離れて活動する際には、事前に引率届を校長に提出し、承認印をもらい届けをファイルに綴じ込む。
- イ 校外への移動に伴う交通費等に係る家庭の経済的な負担の軽減を図る。
例 団券の利用 自転車利用
- ウ 保護者の自家用車を利用しての移動には保険がかけられていることを前提とする。
- エ 活動の延長については以下のようにする。
 - ・校長に届け出をし、秋の新人体育大会までは18時まで可。
この期間以外は、17:30まで可。なお、事前に保護者に周知し、同意を得る。

5 本校が設置する部活動

- <運動部> 陸上部 男子ソフトテニス部 男子バレーボール部
女子バレーボール部
- <文化部> 情報科学部 吹奏楽部 美術部